



宮 崎 県 公 報

令和 5 年 12 月 14 日 (木曜日) 号外 第 54 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新

頁

型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する

規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

○宮崎県事務委任規則等の一部を改正する規則… (衛生管理課) 1

○都市公園条例施行規則の一部を改正する規則… (都市計画課) 24

規 則

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第51号

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規則 (昭和38年宮崎県規則第48号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号) 第 6 条の 6、第 6 条の 6 の 2 及び第 6 条の 6 の 3 の規定に基づき、本県に派遣された職員 (以下「派遣職員」という。) の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(武力攻撃災害等派遣手当等への準用)</p> <p>第 4 条 前 2 条の規定は、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給及び額について準用する。</p>	<p>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号) 第 6 条の 6、第 6 条の 6 の 2 及び第 6 条の 6 の 3 の規定に基づき、本県に派遣された職員 (以下「派遣職員」という。) の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(武力攻撃災害等派遣手当等への準用)</p> <p>第 4 条 前 2 条の規定は、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給及び額について準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第52号

宮崎県事務委任規則等の一部を改正する規則

(宮崎県事務委任規則の一部改正)

第 1 条 宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
別表 (第 2 条関係)	別表 (第 2 条関係)				
<table border="1"> <tr> <td>出先機関 の長</td> <td>委 任 事 務</td> </tr> </table>	出先機関 の長	委 任 事 務	<table border="1"> <tr> <td>出先機関 の長</td> <td>委 任 事 務</td> </tr> </table>	出先機関 の長	委 任 事 務
出先機関 の長	委 任 事 務				
出先機関 の長	委 任 事 務				

<p>[略]</p> <p>保健所長 1～15の2 [略]</p> <p>16 旅館業法（昭和23年法律第 138号）による次の事務 (1) [略] (2) 第3条の2第1項の規定による<u>合併承継及び第3条の3第1項の規定による相続承継</u>を承認すること。 (3)～(8) [略]</p> <p>16の2～70 [略]</p> <p>[略]</p> <p>食肉衛生検査所長 1～4の2 [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>保健所長 1～15の2 [略]</p> <p>15の3 <u>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第3条第1項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項及び第9条第2項の規定による調査に関すること</u></p> <p>16 旅館業法（昭和23年法律第 138号）による次の事務 (1) [略] (2) 第3条の2第1項の規定による<u>譲渡承継、第3条の3第1項の規定による合併承継及び第3条の4第1項の規定による相続承継</u>を承認すること。 (3)～(8) [略]</p> <p>16の2～70 [略]</p> <p>[略]</p> <p>食肉衛生検査所長 1～4の2 [略]</p> <p>4の3 <u>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第10条第2項の規定による調査に関すること。</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>[略]</p>
---	--

(宮崎県食品衛生法施行細則の一部改正)

第2条 宮崎県食品衛生法施行細則（昭和45年宮崎県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(相続、合併又は分割による許可業者等の地位の承継届出書等)</p> <p>第8条 省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の届出書の様式は、別記様式第6のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第4（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">添付書類</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>事業譲渡</td> <td colspan="2">営業を譲り受けたことを証する旨</td> </tr> <tr> <td>営業許可</td> <td>許可番号及び許可年月日</td> <td>営業の種類 備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	[略]	事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		営業許可	許可番号及び許可年月日	営業の種類 備考		[略]		<p>(<u>譲渡</u>、相続、合併又は分割による許可業者等の地位の承継届出書等)</p> <p>第8条 省令第<u>67条の2</u>第1項、第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の届出書の様式は、別記様式第6のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第4（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">添付書類</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>営業許可</td> <td>許可の番号及び許可年月日</td> <td>営業の種類 備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	[略]	営業許可	許可の番号及び許可年月日	営業の種類 備考		[略]	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	[略]																				
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨																					
営業許可	許可番号及び許可年月日	営業の種類 備考																				
	[略]																					
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	[略]																				
営業許可	許可の番号及び許可年月日	営業の種類 備考																				
	[略]																					

業 種		業 種	
[略]		[略]	

別記様式第6を次のように改める。

様式第 6 (第 8 条関係)

(表)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

宮崎県知事 殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継 (譲渡・相続・合併・分割) したので、食品衛生法 (第 56 条第 2 項 [許可営業者] ・ 第 57 条第 2 項 [届出営業者]) の規定により届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	譲渡した者の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所 (法人にあってはその所在地)		
	譲渡年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・ 譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・ 法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し等。)		
被相続人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書 (相続人が 2 人以上いる場合)		
合併により消滅した法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)		
分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		

(裏)

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

(注) 添付書類は、コピー機で複写したものでも差し支えない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 8（第 9 条関係）		様式第 8（第 9 条関係）	
（表）		（表）	
[略]		[略]	
（裏）		（裏）	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
営 業 施 設 情 報	食品衛生法 施行令第13 条に規定す る食品又は 添加物の別	[略]	食品衛生法 施行令第13 条に規定す る食品又は 添加物の別
	<u>□①添加物（食品衛生法第11条第1項の規 定により規格が定められたもの）</u>		<u>□①添加物（食品衛生法第13条第1項の規 定により規格が定められたもの）</u>
	[略]		[略]
[略]		[略]	
営 業 許 可 業 種	許可番号及び 許可年月日	営 業 の 種 類	備 考
	[略]		
[略]		[略]	
[略]		[略]	

別記様式第 9 を次のように改める。

様式第9(第10条関係)

(表)

【許可・届出共通】(届出は表面のみ記載)

※太枠内は、必ず記載してください。

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

宮崎県知事 殿

営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法施行規則第71条の2の規定により、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に 指定成分等含有食品を取り扱う施設			<input type="checkbox"/>
業種に 輸出食品取扱施設	※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

(興行場に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 興行場に関する条例施行規則(昭和59年宮崎県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(地位承継の届出)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 条例第 6 条の 2 第 2 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>様式第 6 号(その 1) (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号(その 2) (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号(その 3) (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>(地位承継の届出)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 条例第 6 条の 2 第 2 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 譲渡による場合</p> <p>ア 営業の譲渡が行われたことを証する書類</p> <p>イ 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>様式第 6 号(その 2) (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号(その 3) (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号(その 4) (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p>

別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号 (その 1) (第 5 条関係)

地 位 承 継 届

年 月 日

保健所長 殿

届出者 住所
氏名

譲渡による営業者の地位の承継があったので、興行場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 人	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日		
興 行 場	名 称	
	所 在 地	

(添付書類)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し

- (注) 1 届出者が法人の場合は、届出者の「住所」の欄に主たる事務所の所在地及び名称を、「氏名」の欄に代表者の氏名を記入すること。
- 2 譲渡人が法人の場合は、譲渡人の「住所」の欄に主たる事務所の所在地及び名称を、「氏名」の欄に代表者の氏名を記入すること。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第 4 条 旅館業法施行細則(昭和61年宮崎県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(営業の許可)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第 5 条 省令第 4 条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書によってしなければならない。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項又は前条第 1 項の申請書に記載した事項(営業の種別を除く。)を変更した場合 <u>旅館業営業許可(合併(分割)承継承認・相続承継承認)申請書記載事項変更届(別記様式第 8 号)</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第 1 号(第 2 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>※旅館業法施行令第 2 条又は旅館業法施行条例第 6 条への該当の有無</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>※営業を譲り受けたこととの証明</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 建物等の配置図、各階の平面図、立面図、玄関帳場等を設置する場合にあっては、当該設備及びその周囲の鳥かん図、建物の給水・給湯系統図並びに循環式浴槽を設置する場合にあっては、ろ過系統図(塩素系薬剤の注入口又は投入口の位置を明示した図面を含む。)(<u>事業譲渡に係る場合であって、旅館業法施行規則第 1 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。</u>)</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 <u>旅館業法施行規則第 1 条第 1 項ただし書の規定の適用を受ける場合</u>にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>別紙 1・別紙 2</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	※旅館業法施行令第 2 条又は旅館業法施行条例第 6 条への該当の有無	[略]	※営業を譲り受けたこととの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	[略]		<p>(営業の許可)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(譲渡による地位の承継)</u></p> <p>第 2 条の 2 <u>省令第 1 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、旅館業営業譲渡承継承認申請書(別記様式第 2 号の 2)によるものとする。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の申請書を受理し、承認をすることが適当であると認めるときは、申請者に対して旅館業営業譲渡承継承認書(別記様式第 2 号の 3)を交付するものとする。</u></p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第 5 条 省令第 4 条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書によってしなければならない。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 項、<u>第 2 条の 2 第 1 項</u>、第 3 条第 1 項又は前条第 1 項の申請書に記載した事項(営業の種別を除く。)を変更した場合 <u>旅館業営業許可(譲渡(合併・分割・相続)承継承認)申請書記載事項変更届(別記様式第 8 号)</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第 1 号(第 2 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>※旅館業法施行令第 2 条又は旅館業法施行条例第 6 条への該当の有無</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 建物等の配置図、各階の平面図、立面図、玄関帳場等を設置する場合にあっては、当該設備及びその周囲の鳥かん図、建物の給水・給湯系統図並びに循環式浴槽を設置する場合にあっては、ろ過系統図(塩素系薬剤の注入口又は投入口の位置を明示した図面を含む。)</p> <p>2～6 [略]</p> <p>別紙 1・別紙 2</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	※旅館業法施行令第 2 条又は旅館業法施行条例第 6 条への該当の有無	[略]			[略]	
[略]	[略]																
※旅館業法施行令第 2 条又は旅館業法施行条例第 6 条への該当の有無	[略]																
※営業を譲り受けたこととの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																
[略]																	
[略]	[略]																
※旅館業法施行令第 2 条又は旅館業法施行条例第 6 条への該当の有無	[略]																
[略]																	

別記様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 2 条の 2 関係)

旅館業営業譲渡承継承認申請書

年 月 日

保健所長 殿

申請者 (譲受人) 住所
氏名
年 月 日生

(法人にあつては、事務所所在地、
名称及び代表者氏名)

申請者 (譲渡人) 住所
氏名

(法人にあつては、事務所所在地、
名称及び代表者氏名)

旅館業法第 3 条の 2 第 1 項の規定により、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

譲 渡 の 予 定 年 月 日		
営 業 施 設	名 称	
	所 在 地	
※旅館業法第 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無及び該当するときはその内容		<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無

記入上の注意

※欄は、該当する事項の□に✓印を付すこと。

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

様式第 2 号の 3 (第 2 条の 2 関係)

第 号

旅館業営業譲渡承継承認書

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第 3 条の 2 の規定により、次のとおり承認する。

年 月 日

保健所長 印

- 1 営業施設の名称及びその種別
- 2 営業施設の所在地
- 3 条 件

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>様式第 3 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>旅館業法第 3 条の 2 第 1 項の規定により、承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>旅館業法第 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>旅館業法第 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書</p> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号 (第 3 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、<u>旅館業法第 3 条の 2</u>の規定により、次のとおり承認する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 営業所の所在地</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 5 号 (第 4 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>旅館業法第 3 条の 3 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>旅館業法第 3 条の 3 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号 (第 4 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、<u>旅館業法第 3 条の 3</u>の規定により、次のとおり承認する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 8 号 (第 5 条関係)</p> <p>旅館業営業許可 (合併 (分割) 承継承認・相続承継承認) 申請書記載事項変更届</p> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	旅館業法第 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無	[略]	[略]	年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、 <u>旅館業法第 3 条の 2</u> の規定により、次のとおり承認する。	[略]	2 営業所の所在地	[略]	[略]	[略]	旅館業法第 3 条の 3 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無	[略]	[略]	年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、 <u>旅館業法第 3 条の 3</u> の規定により、次のとおり承認する。	[略]	<p>様式第 3 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>旅館業法第 3 条の 3 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>旅館業法第 3 条の 3 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書</p> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号 (第 3 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、<u>旅館業法第 3 条の 3</u>の規定により、次のとおり承認する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 営業施設の所在地</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 5 号 (第 4 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>旅館業法第 3 条の 4 第 1 項の規定により、承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>旅館業法第 3 条の 4 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>旅館業法第 3 条の 4 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号 (第 4 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、<u>旅館業法第 3 条の 4</u>の規定により、次のとおり承認する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 8 号 (第 5 条関係)</p> <p>旅館業営業許可 (譲渡 (合併・分割・相続) 承継承認) 申請書記載事項変更届</p> <p>[略]</p> <p>別紙</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	旅館業法第 3 条の 3 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無	[略]	[略]	年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、 <u>旅館業法第 3 条の 3</u> の規定により、次のとおり承認する。	[略]	2 営業施設の所在地	[略]	[略]	[略]	旅館業法第 3 条の 4 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無	[略]	[略]	年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、 <u>旅館業法第 3 条の 4</u> の規定により、次のとおり承認する。	[略]
[略]	[略]																																
旅館業法第 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無	[略]																																
[略]																																	
年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、 <u>旅館業法第 3 条の 2</u> の規定により、次のとおり承認する。																																	
[略]																																	
2 営業所の所在地																																	
[略]																																	
[略]	[略]																																
旅館業法第 3 条の 3 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無	[略]																																
[略]																																	
年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、 <u>旅館業法第 3 条の 3</u> の規定により、次のとおり承認する。																																	
[略]																																	
[略]	[略]																																
旅館業法第 3 条の 3 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無	[略]																																
[略]																																	
年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、 <u>旅館業法第 3 条の 3</u> の規定により、次のとおり承認する。																																	
[略]																																	
2 営業施設の所在地																																	
[略]																																	
[略]	[略]																																
旅館業法第 3 条の 4 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無	[略]																																
[略]																																	
年 月 日付で申請のあった旅館業の営業の承継については、 <u>旅館業法第 3 条の 4</u> の規定により、次のとおり承認する。																																	
[略]																																	

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第 5 条 公衆浴場法施行細則 (昭和 61 年宮崎県規則第 36 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(営業の許可)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書によってしなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1項の申請書又は第3条第1項若しくは前条の届出書に記載した事項を変更した場合 公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届 (別記様式第6号)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 前項各号に規定する届出書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>別記 様式第1号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="181 893 783 1072"> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>※公衆浴場の種類</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>※営業を譲り受けたことの証明</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類 1～7 [略]</p> <p>8 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p>	[略]		※公衆浴場の種類	[略]	※営業を譲り受けたことの証明	有 ・ 無	[略]		<p>(営業の許可)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(譲渡による地位の承継)</u></p> <p>第2条の2 省令第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業譲渡承継届 (別記様式第1号の2) によるものとする。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届書によってしなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1項の申請書又は第2条の2、第3条第1項、第4条若しくは前条の届書に記載した事項を変更した場合 公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届 (別記様式第6号)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 前項各号に規定する届書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>別記 様式第1号 (第2条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="845 893 1447 1072"> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>※公衆浴場の種類</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類 1～7 [略]</p>	[略]		※公衆浴場の種類	[略]	[略]	
[略]															
※公衆浴場の種類	[略]														
※営業を譲り受けたことの証明	有 ・ 無														
[略]															
[略]															
※公衆浴場の種類	[略]														
[略]															

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 2 条の 2 関係)

公衆浴場営業譲渡承継届

年 月 日

殿

住所
届出者 氏名
生年月日

(法人にあっては、事務所所在地、
名称及び代表者氏名)

譲渡による営業者の地位の承継があったので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 人	住所 (法人にあっては、 事務所所在地)	
	氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者氏名)	
譲渡の年月日		
公 衆 浴 場	名 称	
	所 在 地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第6条 クリーニング業法施行細則(昭和62年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(変更等の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(相続による地位の承継の届出)</p> <p>第5条の2 省令第2条の2第1項に規定する届出書は、クリーニング業者地位相続承継届(別記様式第4号の2)によるものとする。</p> <p>2 省令第2条の2第2項第2号に規定する同意書は、クリーニング業者地位相続承継同意書(別記様式第4号の3)によるものとする。</p> <p>(合併による地位の承継の届出)</p> <p>第5条の3 省令第2条の3第1項に規定する届出書は、クリーニング業者地位合併承継届(別記様式第4号の4)によるものとする。</p> <p>(分割による地位の承継の届出)</p> <p>第5条の4 省令第2条の4第1項に規定する届出書は、クリーニング業者地位分割承継届(別記様式第4号の5)によるものとする。</p> <p>別記 様式第1号(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>営業を譲り受けたことの証明</td><td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td></tr> </table> <p>添付書類 1～4 [略]</p> <p>5 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>別紙 [略]</p> <p>様式第1号の2(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>営業を譲り受けたことの証明</td><td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td></tr> </table> <p>添付書類 1～3 [略]</p> <p>4 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>様式第4号の2(第5条の2関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号の3(第5条の2関係)</p> <p>[略]</p>	[略]	法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い	[略]	営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	[略]	法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い	[略]	営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<p>(変更等の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(譲渡による地位の承継の届出)</p> <p>第5条の2 省令第2条の2第1項に規定する届出書は、クリーニング業者地位譲渡承継届(別記様式第4号の2)によるものとする。</p> <p>(相続による地位の承継の届出)</p> <p>第5条の3 省令第2条の3第1項に規定する届出書は、クリーニング業者地位相続承継届(別記様式第4号の3)によるものとする。</p> <p>2 省令第2条の3第2項第2号に規定する同意書は、クリーニング業者地位相続承継同意書(別記様式第4号の4)によるものとする。</p> <p>(合併による地位の承継の届出)</p> <p>第5条の4 省令第2条の4第1項に規定する届出書は、クリーニング業者地位合併承継届(別記様式第4号の5)によるものとする。</p> <p>(分割による地位の承継の届出)</p> <p>第5条の5 省令第2条の5第1項に規定する届出書は、クリーニング業者地位分割承継届(別記様式第4号の6)によるものとする。</p> <p>別記 様式第1号(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>添付書類 1～4 [略]</p> <p>別紙 [略]</p> <p>様式第1号の2(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>添付書類 1～3 [略]</p> <p>様式第4号の3(第5条の3関係)</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号の4(第5条の3関係)</p> <p>[略]</p>	[略]	法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い	[略]	[略]	法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い	[略]
[略]																	
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い	[略]																
営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																
[略]																	
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い	[略]																
営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																
[略]																	
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い	[略]																
[略]																	
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱 い	[略]																

様式第 4 号の 4（第 5 条の 3 関係）

[略]

様式第 4 号の 5（第 5 条の 4 関係）

[略]

様式第 4 号の 5（第 5 条の 4 関係）

[略]

様式第 4 号の 6（第 5 条の 5 関係）

[略]

別記様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号の 2 (第 5 条の 2 関係)

クリーニング業者地位譲渡承継届

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

(法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

譲渡による業者の地位の承継があつたので、クリーニング業法第 5 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業を 譲渡し た者	住所 (法人にあつては、 事務所の所在地)	
	名称 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		
クリーニング所 (無店舗取次店) の名称		
クリーニング所又は無店舗取次店 に係る確認証番号		
ク リ ー ニ ン グ 所 の 所 在 地 (無店舗取次店の業務用車両の 保管場所及び自動車登録番号 又は車両番号)		

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 名称及び営業の種類
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第 7 条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (平成 3 年宮崎県規則第 39 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>様式第 4 号 (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>食鳥処理業者の地位を相続 (合併) により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 7 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>食鳥処理場の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食鳥処理場の所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 地位を承継した事実を証する書面を添付すること。</p>	[略]		食鳥処理場の名称		食鳥処理場の所在地		<p>様式第 4 号 (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>食鳥処理業者の地位を譲渡 (相続・合併・分割) により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 7 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>食鳥処理場の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>承継の理由</td> <td>譲渡・相続・合併・分割</td> </tr> </table> <p>備考 地位を承継した事実を証する書面及び食鳥処理事業許可証を添付すること。</p>	[略]		食鳥処理場の名称及び所在地		承継の理由	譲渡・相続・合併・分割
[略]													
食鳥処理場の名称													
食鳥処理場の所在地													
[略]													
食鳥処理場の名称及び所在地													
承継の理由	譲渡・相続・合併・分割												

(理容師法施行細則の一部改正)

第 8 条 理容師法施行細則 (平成 12 年宮崎県規則第 102 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>(確認証の交付)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>重複開設する場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営業を譲り受けたことの証明</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 [略]</p> <p>2 理容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書 (事業譲渡に係る場合であって、理容師法施行規則第 19 条第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)</p> <p>3 理容師については免許証の写し、管理理容師については修了証書の写し (事業譲渡に係る場合であって、理容師法施行規則第 19 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 理容師法施行規則第 19 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書又は第 3 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p>	[略]		重複開設する場合	[略]	営業を譲り受けたことの証明	有 ・ 無	<p>(確認証の交付)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p><u>(譲渡による地位の承継の届出)</u></p> <p>第 4 条の 2 省令第 20 条の 2 第 1 項の規定による届出は、<u>理容所開設者地位譲渡承継届出書 (別記様式第 5 号の 2) によってしなければならない。</u></p> <p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>重複開設する場合</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 [略]</p> <p>2 理容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書</p> <p>3 理容師については免許証の写し、管理理容師については修了証書の写し</p> <p>4・5 [略]</p>	[略]		重複開設する場合	[略]
[略]											
重複開設する場合	[略]										
営業を譲り受けたことの証明	有 ・ 無										
[略]											
重複開設する場合	[略]										

別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 4 条の 2 関係)

理容所開設者地位譲渡承継届出書

年 月 日

保健所長 殿

届出者 住所

氏名

生年月日

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名)

理容師法施行規則第 20 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

理容所	名 称	
	所 在 地	
	確 認 証 番 号	
営業を 譲 渡 した者	住 所 (法人の場合は、主た る事務所の所在地)	
	氏 名 (法人の場合は、名称 及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)

（美容師法施行細則の一部改正）

第9条 美容師法施行細則（平成12年宮崎県規則第 103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>（確認証の交付）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重複開設する場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業を譲り受けたことの証明</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 美容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書（<u>事業譲渡に係る場合であって、美容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。</u>） 3 美容師については免許証の写し、管理美容師については修了証書の写し（<u>事業譲渡に係る場合であって、美容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。</u>） 4・5 [略] 6 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u> 	[略]	[略]	重複開設する場合	[略]	営業を譲り受けたことの証明	有 ・ 無	<p>（確認証の交付）</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>（譲渡による地位の承継の届出）</u></p> <p>第4条の2 <u>省令第20条の2第1項の規定による届出は、美容所開設者地位譲渡承継届出書（別記様式第5号の2）によってしなければならない。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重複開設する場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 美容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書 3 美容師については免許証の写し、管理美容師については修了証書の写し 4・5 [略] 	[略]	[略]	重複開設する場合	[略]
[略]	[略]										
重複開設する場合	[略]										
営業を譲り受けたことの証明	有 ・ 無										
[略]	[略]										
重複開設する場合	[略]										

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 4 条の 2 関係)

美容所開設者地位譲渡承継届出書

年 月 日

保健所長 殿

届出者 住所

氏名

生年月日

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

美容師法施行規則第 20 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

美容所	名 称	
	所 在 地	
	確 認 証 番 号	
営業を譲渡した者	住 所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県食品衛生法施行細則、興行場に関する条例施行規則、旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則、クリーニング業法施行細則、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第53号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(広告物を掲出できる公園施設)</p> <p>第5条 条例第3条第1項第4号の規則で定める公園施設は、宮崎県総合運動公園に設けられる公園施設のうち次に掲げる公園施設とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) ホッケー場</u></p> <p><u>(13)～(16) [略]</u></p> <p>(広告物掲出の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園施設</th> <th style="text-align: center;">広告物を掲出することができる場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 自転車競技場及び ホッケー場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	公園施設	広告物を掲出することができる場所	[略]		3 自転車競技場及び ホッケー場	[略]	[略]		<p>(広告物を掲出できる公園施設)</p> <p>第5条 条例第3条第1項第4号の規則で定める公園施設は、宮崎県総合運動公園に設けられる公園施設のうち次に掲げる公園施設とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12)～(15) [略]</u></p> <p>(広告物掲出の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園施設</th> <th style="text-align: center;">広告物を掲出することができる場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 自転車競技場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	公園施設	広告物を掲出することができる場所	[略]		3 自転車競技場	[略]	[略]	
公園施設	広告物を掲出することができる場所																
[略]																	
3 自転車競技場及び ホッケー場	[略]																
[略]																	
公園施設	広告物を掲出することができる場所																
[略]																	
3 自転車競技場	[略]																
[略]																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。